



福岡医発第2179号(地)
平成22年 3月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの予防接種について

標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部保健衛生課より、別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

予防接種法に基づく定期の日本脳炎予防接種の実施については下記のとおりとなり、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期の予防接種への位置付け及び接種の機会を逃した児への対応等を含めた今後の日本脳炎の予防接種の在り方については、「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会」で検討され、今夏までに明確にされる予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、貴会関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【予防接種法に基づく定期の日本脳炎予防接種の留意事項】

1. マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンについて

第1期初回、第1期追加及び第2期の予防接種における当該ワクチンの使用は平成22年3月9日までとすること。

2. 第1期初回及び第1期追加の予防接種について

平成22年3月10日以降は、必ず乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用すること。

3. 第2期の予防接種について

当面の間、定期の日本脳炎第2期予防接種は実施できない。

※乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、現時点において、薬事法に基づく承認に際し、「第2回目の追加免疫以降の有効性及び安全性は確立していない(使用経験が少ない)。」ことから、予防接種実施規則第16条に規定する日本脳炎第2期予防接種に使用するワクチンには位置づけられていないため。

(地Ⅲ274F)

平成22年3月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの予防接種について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛通知され、本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本件は、本年3月9日をもって、現在流通しているマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来することから、予防接種法に基づく日本脳炎の予防接種に当たっては、3月10日以降は、必ず乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いること、また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、現時点において、予防接種実施規則第16条に規定する第2期の予防接種に使用するワクチンには位置づけておらず、当分の間、定期の第2期予防接種の実施ができなくなるとするものであります。

なお、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期の予防接種への位置付け及び接種の機会を逃した児への対応等を含めた今後の日本脳炎の予防接種の在り方については、今夏までに明確にすべく、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会において速やかに検討を行うとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

「公印省略」

21保衛第3092号
平成22年3月1日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生感染症係)

マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの予防接種について

本県の予防接種の実施につきましては、平素から格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、予防接種法に基づく定期の予防接種における日本脳炎の予防接種の実施については下記のことにご留意いただきますよう、貴会会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、今後の日本脳炎の予防接種の在り方については、厚生労働省の「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎における小委員会」において今夏までに明確にすべく、速やかに検討を行うこととされていますので申し添えます。

記

予防接種法に基づく定期の予防接種における日本脳炎の予防接種の留意事項

1 現在流通しているマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンについて

第1期初回、第1期追加及び第2期の予防接種における当該ワクチンの使用は、3月9日までとすること。

2 第1期初回及び第1期追加の予防接種について

3月10日以降は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用すること。

3 第2期の予防接種について

3月10日以降、当面の間、実施することができないこと。

なお、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、予防接種実施規則第16条において、第2期の予防接種に使用するワクチンには位置づけられていないため、定期の第2期予防接種としては使用することができないこと。



健感発0226第2号
平成22年2月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの予防接種について

標記については、本年3月9日をもって、現在流通しているマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来することから、予防接種法に基づく日本脳炎の予防接種に当たっては、3月10日以降は、必ず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることについて、管下市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関に対し周知願いたい。

また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、薬事法に基づく承認に際し、「第2回目の追加免疫以降の有効性及び安全性は確立していない（使用経験が少ない）。」（同製剤添付文書「用法及び用量に関連する接種上の注意」）とされたことから、予防接種実施規則第16条に規定する、第2期の予防接種に使用するワクチンには位置づけていないところであるため、当面の間、定期の第2期予防接種について、実施することができないこととなることについて、関係者に周知方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期の予防接種への位置付けについては、現在、厚生労働科学研究費補助金事業により、有効性、安全性等に関する知見の集積を行っており、その結果がまとまり次第、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会において、接種の機会を逃した児への対応等を含めた今後の日本脳炎の予防接種の在り方について今夏までに明確にすべく、速やかに検討を行うこととしていることを申し添える。